

○感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

(平成十一年四月一日)
(厚生省告示第百十五号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第九条第一項の規定に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針を次のように策定したので、同条第五項の規定により告示する。

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間の感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化し、また、特に近年においては、エボラ出血熱やエイズ等の新興感染症、結核やマラリア等の再興感染症が出現している。その一方で、感染症関係施策においては、感染症の患者等の人権を尊重し、積極的な情報の公表や厳格な手続の保障等を行う透明で公正な行政についても、新しい時代の感染症対策の本質的な要素として求められてきている。

このような状況の変化に対応するため、過去の伝染病予防法等に基づく感染症対策の枠組みを抜本的に見直し、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策に転換する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症に関する調査及び研究の推進、医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。

本指針は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針であり、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。本指針、本指針に即して都道府県が策定する予防計画(以下「予防計画」という。)及び厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針がそれぞれ整合性が取れるように定められ、もって、今後の感染症対策が総合的かつ計画的に推進されることが必要である。

なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第九条第四項に基づき、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

一 事前対応型行政の構築

新しい時代の感染症対策においては、感染症が発生してから防疫措置を講ずる事後対応型行政から、国内外における第二の二に定める感染症発生動向調査のための体制(以下「感染症発生動向調査体制」という。)の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政に転換していく必要がある。

二 国民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症情報の収集及び分析とその結果の国民への公表を進めつつ、国民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切

な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進に転換していくことが必要である。

三 人権への配慮

- 1 感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の
人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権に配慮し、一
人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措
置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めるべきであ
る。
- 2 感染症に関する個人情報の保護には十分留意すべきである。また、感染症に対する
差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通
じて正しい知識の普及啓発に努めるべきである。

四 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があり、国民の健康を守るための健康
危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発
生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感
染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関
係部局はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応で
きる体制の整備を行うとともに、本指針及び予防計画に基づく健康危機管理体制の
構築を行うことが必要である。

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

- 1 国及び地方公共団体は、施策の実施に当たり、相互に連携を図りつつ、感染症の発
生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情
報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、
迅速かつ正確な検査体制の整備並びに医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な
基盤を整備する責務を負う。この場合、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の
人権に配慮することが重要である。
- 2 予防計画の作成者たる都道府県と、感染症対策の多くを担うことになる保健所を設
置する市及び特別区は、相互に連携して感染症対策を行う必要がある。
- 3 国及び都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。)
においては、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、
地方衛生研究所については都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関と
して明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これら
の機能強化をはじめとした対応を進めることが重要である。
- 4 都道府県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれ
があるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道
府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う必要がある。また、このような場合
に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあ
らかじめ協議をしておくことが望ましい。

六 国民の果たすべき役割

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努
めなければならない。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等
の人権を損なわないようにしなければならない。

七 医師等の果たすべき役割

- 1 医師その他の医療関係者は、六に定める国民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。
- 2 病院、診療所、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

八 獣医師等の果たすべき役割

- 1 獣医師その他の獣医療関係者は、六に定める国民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。
- 2 動物等取扱業者(法第五条の二第二項に規定する者をいう。以下同じ。)は、六に定める国民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体(以下「動物等」という。)が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

九 感染症対策における国際協力

感染症は、もはや一つの国で解決できるものではなく、世界各国が互いに協力しながら対策を進めていかなければならない。特に、感染症に関して海外の政府機関、研究機関、世界保健機関等の国際機関等との情報交換や国際的取組への協力を進めるとともに、感染症に関する研究や人材養成の面においても国際的な協力を行う必要がある。

十 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものである。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、国民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進していく必要がある。

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

- 1 感染症の発生の予防のための対策においては、第一の一に定める事前対応型行政の構築を中心として、国及び地方公共団体が具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要である。
- 2 感染症の発生の予防のための対策のための日常行われるべき施策は、二に定める感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであるが、さらに、平時(患者発生後の対応時(法第四章又は法第五章の規定による措置が必要とされる状態をいう。以下同じ。))以外の状態をいう。以下同じ。))における三に定める食品保健対策、四に定める環境衛生対策、五に定める検疫所における感染症の国内への侵入防止対策等について、関係各機関及び関係団体との連携を図りながら具体的に講ずる必要がある。また、患者発生後の対応時においては、第三に定めるところにより適切に措置を講ずる必要がある。
- 3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき適切に予防接種が行われることが重要である。また、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その

他の対象者が接種をより安心して受けられるような環境の整備を地域の実情に応じて行うべきである。さらに、国及び地方公共団体においては、国民が予防接種を受けようと希望する場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくことが重要である。

二 感染症発生動向調査

- 1 国及び都道府県等が、感染症に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を公表していくこと（以下「感染症発生動向調査」という。）は、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。
- 2 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で進めていくことが不可欠である。国及び都道府県等は、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていくことが必要である。
- 3 このため、国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについて検討することが重要である。また、都道府県は、法第十四条に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うことが重要である。
- 4 法第十三条の規定による届出を受けた都道府県知事、保健所を設置する市の長及び特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第三の五に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずることが重要である。この場合においては、当該都道府県等における保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携することが重要である。
- 5 一類感染症、二類感染症及び三類感染症の患者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要がある。また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、医師から都道府県知事等への届出については、適切に行われることが求められる。
- 6 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、国及び都道府県等は、地方衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。また、地方衛生研究所が必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行うことが望ましい。
- 7 海外の感染症情報の収集については、国立感染症研究所をはじめとして関係各機関の役割分担の下、積極的に進めていくことが重要である。

三 感染症の予防のための対策と食品保健対策の連携

都道府県等においては、感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携が必要である。飲食に起因する感染症である食品媒介感染症（飲食に起因する感染症をいう。以下同じ。）の予防に当たっては、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となることが効果的かつ効率的である。

四 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

- 1 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たっては、都道府県等においては、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠[※]及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図ることが重要である。
- 2 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫は、感染症対策の観点からも重要である。この場合の駆除並びに防鼠及び防虫については、地域によって実情が異なることから、各市町村が各々の判断で適切に実施するものとする。また、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないような配慮が必要である。

五 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策

検疫所は、感染症の病原体の国内への侵入防止のため、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）に基づき次の事務を行う。

- 1 船舶、航空機等の乗客等について、検疫感染症の患者の有無を検診し、患者発見時には、感染症指定医療機関等への隔離、停留及び消毒等の措置を実施する。貨物等についても検査及び防疫措置を実施する。
- 2 検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留しないものに対し、必要に応じて、当該感染症の潜伏期間を考慮した一定期間、当該者の健康状態についての報告を求め、健康状態の異状についての有無を確認する。
- 3 感染症の病原体の国内への侵入防止を図るため、出入国者等の求めに応じ、検疫感染症及び検疫感染症以外の政令で定める感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査、予防接種等の業務を実施するとともに、海外における検疫感染症の発生状況等を把握し、必要な情報を提供する。
- 4 検疫港又は検疫飛行場の一定区域内にある船舶、航空機等について、検疫感染症及びこれに準ずる感染症の病原体を媒介するねずみ族及び昆虫等の病原体保有検査、蚊の発生動向調査等を行い、航空会社等に対する感染症の病原体を媒介する蚊に係る対策の要請、蚊の捕獲その他の防疫措置を実施するとともに、関係行政機関へ通報する。
- 5 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症の病原体の保有が明らかになった場合又は2により入国者の健康状態の異状を確認した場合には、関係都道府県等への通知により、国内の感染症対策との連携を図る。

六 関係各機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、国や地方公共団体の感染症対策部門、食品保健部門、環境衛生部門等が適切に連携を図っていくことが基本であるが、学校、企業等の関係機関及び団体等とも連携を図ることが重要である。

さらに、国と地方公共団体の連携体制、地方公共団体相互の連携体制、行政機関と医師会等の医療関係団体の連携体制を構築しておく必要がある。

七 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において、地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策に関する事項を定めるに当たっては、一から六までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

- 1 感染症の発生の予防のための施策の考え方の整理
- 2 感染症発生動向調査のための体制の構築に関する事項
- 3 感染症の発生の予防のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策の連携に関する事項
- 4 感染症の発生の予防のための都道府県における関係部局の連携や医師会等の医療関係団体との連携に関する事項
- 5 都道府県等における保健所及び地方衛生研究所の役割分担及び両者の連携に関する事項

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者発生後の対応時の対応に関する考え方

- 1 感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することが重要であり、その際には患者等の人権を尊重することが重要である。また、国民個人個人の予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていくことが基本である。
- 2 感染症のまん延の防止のためには、国及び都道府県等が感染症発生動向調査等による情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた国民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、国民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要である。
- 3 対人措置（法第四章に規定する措置をいう。以下同じ。）等一定の行動制限を伴う対策を行うに当たっては、必要最小限のものとするべきであり、仮に措置を行う場合であっても患者等の人権への十分な配慮が必要である。
- 4 都道府県知事等が対人措置及び対物措置（法第五章に規定する措置をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する必要がある。
- 5 事前対応型行政を進める観点から、都道府県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくことが必要である。
- 6 複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、国が技術的援助等の役割を積極的に果たすとともに、各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。
- 7 感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、必要に応じ、国及び都道府県は、予防接種法第六条に基づく指示を行い、臨時の予防接種が適切に行われるようにする必要がある。

二 健康診断、就業制限及び入院

- 1 対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権への配慮の観点から、審査請求に係る教示等の手続を厳正に行うことが必要である。
- 2 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足る理由のある者を対象とすべきである。また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、国及び都道府県等が情報の公表を的確に行うことにより、国民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨することも考えられる。
- 3 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、都道府県等は、対象者その他の関係者に対し、このことの周知等を行うことが重要である。
- 4 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。都道府県等においては、入院後も、必要に応じての十分な説明及びカウンセリング(相談)を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう要請することが重要である。

都道府県知事等が入院の勧告を行うに際しては、都道府県等の職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行うことが重要である。また、入院勧告等を実施した場合にあっては、都道府県等は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行うことが望ましい。

- 5 入院の勧告等に係る患者等が法第二十二条第三項に基づく退院請求を行った場合には、都道府県知事等は当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行うことが重要である。

三 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会については、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うことは当然であるが、患者等への医療及び人権への配慮の視点も必要であることから、都道府県知事等は、協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮することが必要である。

四 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、都道府県知事等及び都道府県知事の指示を受けた市町村長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施していくよう努めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものでなければならない。

五 積極的疫学調査

- 1 法第十五条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(以下「積極的疫学調査」という。)については、国際交流の進展等に即応し、より一層、その内容を充実させることが求められる。
- 2 積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、